

令和8年度

(2026年度)

事業計画書

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

## はじめに

- (本会の予算状況)
- (事業推進における留意点)
- (職員研修)

## 運営方針

## 事業実施計画

### I 基本方針

### II 重点目標

#### 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (1) 地域福祉関係

#### 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (1) 受託事業関係
- (2) 介護保険事業関係
- (3) 障害者自立支援事業関係
- (4) 事務局関係

### III 事業内容

#### 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 心身障害者福祉の推進
- (3) ひとり親(母子・父子等)家庭福祉の推進
- (4) 老人福祉の推進
- (5) 児童青少年福祉の推進
- (6) 低所得者福祉の推進
- (7) 法人後見事業

#### 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- (1) ボランティア活動の推進

#### 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (1) 地域福祉啓発の推進
- (2) 調査広報活動

#### 前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (1) 各種募金活動への実践
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 受託事業の推進
- (4) 介護保険事業の実施
- (5) 障害者居宅介護事業の実施
- (6) 事務局体制の整備、強化
- (7) 社会資源の確保と関係機関等との連携強化

## 終わりに

- (社会福祉協議会の根拠法)

別添:月別事業計画書、組織体系図

## は じ め に

### (本会の予算状況)

社会福祉法人大津町社会福祉協議会(以下、「本会」)は、会費・寄付金・共同募金の地域配分金などの民間財源を自主財源の基本とし、地域福祉の推進を目的とした様々な事業を展開しています。社会福祉協議会(以下、「社協」)の使命である「地域福祉を推進するための事業」は、利益収入を生まない事業であるため、本会の運営費(事務局職員等の人件費)は、社協の重要性・信頼性の高さで公共性・公益性の高さから、町からの補助金により賄っています。また、公益的な地域福祉推進事業(福祉活動専門員や地域福祉活動コーディネーター等の人件費)や、本来は町が実施する事業である在宅福祉サービス(ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、食の自立支援事業等)は、本会の即効性・柔軟性・公平性を考慮して事業を委託されており、人件費及び事業費を委託金によって賄っています。

本会の財源の基本である会費・寄付金(香典返し、一般寄付)や共同募金の地域配分金等は年々減少傾向にあり、収入の約4割を占める在宅福祉サービス事業の委託金は、介護保険事業と同様に利用者変動に左右され見通しのつけにくい収入状況です。福祉事業には人員を配置する必要があるため、収益の使途に制限の無い介護保険事業等を行い、得られた収益を自主財源として、委託金や事業収入では賄いきれない人件費や、在宅福祉サービス及び地域福祉事業に活用しています。しかし、この財源も近年では利用のばらつきや介護報酬改定等により安定性があるとは言えず、今後の事業継続は不透明な状況です。

地域住民の協力と参画のもと、本会がより発展していくためには、様々な事業や相談を通じて把握された地域の福祉課題に基づき魅力ある社協活動を展開するとともに、ファンドレイジングの概念を取り入れた会費・寄付金の増強に取り組む必要があります。また、専門性の高い職員の育成や、非常勤職員の雇用及び適切な人員配置を行いながら、在宅福祉サービスの効率化・合理化を図り、将来にわたって安定した収支を確保します。

## (事業推進における留意点)

- 地域住民と共通理解を図り、連携を強化します。
- 職員の意識を統一するために事前協議を行い、横の連携を以て事業を実施します。
- 委員会等を組織し地域住民や障がい者等の意見が反映された事業を運営します。
- 各関係機関や団体等と連携し、地域交流、世代交流を強化します。
- 福祉啓発を推進し、住民意識の高揚と福祉参画の促進を図ります。
- 利用者の接遇・処遇について、職員の意識統一を図るため定期的に研修会やケース検討等を行います。
- 個人のニーズに沿ったサービスが提供できるよう環境を整備します。
- 地域住民に活用されるサービスの提供方法を検討します。
- 利用者に不利益が生じないよう、職員、事業、関係機関と情報を共有します。
- 利用者や要支援者が地域から孤立しないように努めます。
- アウトリーチにより、地域から孤立している方を発見し支援につなげます。
- 個人情報の保護に努めます。

## (職員研修)

- 外部の各種研修会に職員を参加させます。
- 新規事業等の検討や職員の資質向上を図るため、先進地等へ職員を派遣します。
- 職場内研修を充実します。(講師を招いての研修を含む)
- 職員の意識統一と各事業の進捗把握のため、定期的に職員会議を行います。
- 職員の資質向上と技術研鑽のため、部署別会議(ミーティング)を行います。

## 運 営 方 針

- 人権の尊重。(利用者、当事者などの意見の尊重)
- 町民と共に地域を創る。(住民主体、住民参加・参画、地域との連携)
- 利用者に喜んでご利用いただけるサービス環境づくり。
- 職員の専門性及び資質の向上。
- 法令遵守。

# 事業実施計画

## I. 基本方針

少子高齢化や核家族化の進行による地縁や血縁の共同体機能の脆弱化、人口減による担い手不足、世界的大手半導体企業の進出など社会情勢の変化により、住民の地域での活動や交流、就業や雇用情勢は大きく変化しています。また、物価高騰などにより、多くの町民が経済的に打撃を受ける状況が継続していて制度だけでは対応できない課題の顕在化や、住民の福祉ニーズの多様化・複合化に対する支援の必要性がますます高まっています。

このような中、令和8年度は「誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町」を基本理念とした「第4期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の2年目となりますので、地域づくり推進事業と併せて生活支援体制整備事業を町から受託し、重層的支援体制整備事業に取り組み、多様かつ複合的な課題に対して相談支援の拡充を図ると共に、生活困窮者自立相談支援の側面から大津町の包括的相談支援体制の一端を担い、引き続き地域共生社会の実現を目指し、地域福祉活動推進・支援を行います。

本会の経営状況は、依然として全般的に採算バランスの取れない事業経営が続いており、今後の経営方針について検討する必要性が深まっています。受託事業については、法人からの運営費補填が続いている事業があります。介護保険事業は、居宅介護支援・通所介護・訪問介護〔介護予防・日常生活総合事業含む〕を一体的に実施し、いつまでも住み慣れた地域での生活を支援するとともに、本会の事業のうち本町に必要で採算性が難しい地域福祉事業などを運営面で補っています。障害者総合支援法の居宅介護事業等（障がい児者へのホームヘルプサービス事業）は、利用者が比較的少なく採算性が低いため他の民間事業者の参入が困難であることを考慮し、住民の福祉向上の観点から本会が担い、町全体の在宅障害児者の社会参加促進や自立支援を進めています。

今年度は、第3期中期経営計画（旧発展・強化計画）の初年度です。法人全体の長期的な発展に繋げるため、次世代の中核職員を育てる取り組みを行います。現場を支える中核的な人材を育成することは、事業継続、業務の効率化やサービスの質の向上のために重要です。職場内外の研修を含めた研修プログラムの充実、現場での実践を通じ、将来を担う人材基盤を強化します。

平成28年に経験した熊本地震や令和6年1月に発生した能登半島地震から、大規模災害への備えの重要性が高まっています。災害ボランティアセンターの設置運営訓練や、平時におけるボランティアセンター機能の充実を図ると共に、本会の事業実態に合った情報通信技術導入に向けた検討を含めた事業継続計画（BCP）の定期的な見直しを進めます。

これまで本会で取り組んできた おもいあい、ふれあい、助け合い、支え合い を基本とする「地域住民の福祉活動の組織化（地域組織化活動）」と、在宅福祉に関するノウハウとを有機的に連携させ、社協独自の多角的・総合的な事業展開で、地域福祉の更なる向上に努め、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを行います。

以上のことを踏まえ、令和8年度は次の重点目標を定めて各事業に取り組みます。

## Ⅱ. 重点目標

---

### 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

#### (1) 地域福祉関係

- 「第4期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画」における地域福祉推進の中心的活動となる「地区での福祉の話し合い」を町と協働して推進します。住民に身近な行政区を基本単位に、行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、老人クラブ、子ども会など地区を構成する関係者等が集まり、活動状況の情報交換、地区の課題についての意見交換等を行います。

### 2. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

#### (1) 受託事業関係

- 事業そのものや人員配置を含む事業運営の仕組みを見直し整理して、社協の特色を生かした魅力ある事業展開を図ります。
- 出向職員(社会福祉士)と情報を共有し地域包括支援センターとの連携を図り、地域包括ケアシステムの推進と成年後見や権利擁護を推進します。

#### (2) 介護保険事業・障害者自立支援事業関係

- 通所介護事業所の定員 35 名維持と利用者には選ばれる魅力ある事業所作りを行い、さらなる加算取得と支援内容の充実を図ります。
- 事業実態に沿った情報通信技術(ICT)導入に向けて検討し、内部連携・協働する仕組みの充実を図ります。……………【ICT環境の整備・活用の検討】

#### (3) 事務局関係

- 法人全体の事業継続計画(BCP : Business Continuity Planning)を定期的に見直します。
- 寄付金や社協会費が地域福祉活動にどう活かされているのか、住民や企業等から賛同を得られるよう広報活動を行い、重要な民間財源の確保に努めます。……………【運営財源の確保】

### III. 事業内容

#### 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

##### (1) 地域福祉活動の推進

- 第4期地域福祉活動計画と地域福祉計画(R7年度～R11年度:5年)を町と協働で推進します。  
.....【自主財源・町受託事業】  
(『地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業:地域力強化推進事業』に取り組みます)  
(地域での支え合い活動の推進:行政区や組ごとの取り組み支援)
- 大津町重層的支援体制整備事業実施計画の推進に寄与します。
- 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業者連絡会を行います。
- 各種ボランティア講座や福祉教育等を実施し、地域支え合いを実践する担い手を育成します。
- 生活支援体制整備事業を受託し、地域福祉推進事業と連携を図りながら、高齢者等の生活支援や介護予防の基盤整備を推進します。-----【町受託事業】
- 災害時避難行動要支援者名簿の活用方法の検討、地域の福祉ニーズ把握、福祉活動推進のために地域福祉推進座談会を行います。.....【小地域福祉活動推進地区の指定】
- 地域福祉活動コーディネーターによる小地域福祉活動推進地区および小地域福祉活動実践地区の支援を行います。
- 小地域福祉活動実践地区に対して活動費の補助を行います。.....【実践地区活動費補助】**寄付**
- 地域福祉推進委員の育成並びに老人クラブ連合会や民生児童委員協議会との連携を強化し地域人材を育成します。
- 自主運営でふれあいサロンを実施している地区へ、運営についての助言や運営費の補助を行います。  
.....【ふれあいサロン推進事業】**共募**
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を通して、住民の視点で進捗を管理します。
- 目的別や横断的な関係機関との連携を図ります。(関係機関連絡会等の開催)
- 地域包括支援センターとの連携を強化し、地域包括ケアを入口とした地域福祉を推進します。
- 福祉活動専門員により社会福祉事業を総合的に企画し、実施します。
- SDG'S に取り組みながら生活困窮世帯などを支援します。.....【支え合いフードパントリー】**共募**

##### (2) 心身障害者福祉の推進

- 在宅の心身障害者の社会参加への支援を行います。.....【心身障者体育大会への協力】
- 身体障害者福祉会活動に協力します。

##### (3) 老人福祉の推進

- 地域で高齢者への敬老事業を行った地区を支援します。.....【敬老会奨励補助金】**寄付**
- ひとり暮らし高齢者等の体調確認や心のケアを行います。.....【もしも電話サービス】**共募**
- 老人クラブ連合会活動に協力します。

##### (4) ひとり親(母子父子)家庭福祉の推進

- ひとり親家庭の相互交流事業を行い、地域支援体制を整備します。.....【一日ふれあい交流会】**共募**
- 結婚50年をお一人で迎える世帯等に対して金婚表彰を行います。.....【一人だけの金婚式】**寄付**
- ひとり親家庭福祉協議会活動に協力します。

### (5) 児童青少年福祉の推進

- 社会福祉施設利用者の方々との交流を通して、子どもたちのやさしい心を育てます。(ワークキャンプ)  
.....【社会福祉施設等体験事業】**共募**
- 主任児童委員と連携を取りながら、児童青少年の健全育成に協力します。
- 子育て支援課や子育て支援関係事業、NPO 法人等と連携を強化します。
- 行動計画(次世代育成支援対策推進法)の推進に寄与します。
- 児童相談を実施します。

### (6) 低所得世帯福祉の推進

- 福祉金庫を運営します。(償還促進及び個別支援等の強化)
- 生活福祉資金貸付事務を受託・運営します。.....【県社協受託】
- 生活困窮者等自立相談支援事業を受託・運営します。.....【県社協受託】

### (7) 成年後見事業の推進

- 法人後見事業を実施します。.....【町補助金等】

## 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

### (1) ボランティア活動の推進

- ボランティアセンターを運営します。
- ボランティアセンターにおいてボランティアの相談援助・養成・登録・斡旋・需給調整をします。
- ボランティアコーディネーターによる個人や団体のボランティア活動を支援します。
- ボランティアに興味がある方を把握します。(団体・個人).....【ボランティア登録】
- 各種ボランティアサービスの需給調整をします。  
.....【点訳、音声訳、もしもし電話、季節のお便り、整髪、その他】**共募**
- 各種ボランティア講座を実施し人材を育成します。.....【傾聴、音声訳、手話、点訳講座、その他】**共募**
- ボランティア協力校事業を支援します。(小学校 7、中学校 2、高校 2、支援学校 1)  
.....【町内 12 校】**共募**
- 町内ボランティアの交流会を実施し、ボランティア活動を推進します。  
.....【ボランティア交流会】**共募**
- 情報をより早く、より多くの町民に周知するため伝言板を設置します。.....【ボランティア伝言板】**共募**
- ボランティア関連機関や団体と連絡調整し、連携します。
- 社協広報「ふれあいネットワーク通信」にてボランティア情報を発信します。..【ボランティア情報紙】**共募**
- ボランティア関係担当者会議を行います。.....**共募**  
【学校・施設・団体等担当者、食の自立支援事業配達ボランティア、傾聴ボランティア等】
- 食の自立支援事業(自立生活支援型)の配食部分を担当する、住民参加型ボランティアである配食ボランティアを支援します。
- 在宅生活の困りごとに対して、制度外での援助活動を行うボランティア育成を検討します。
- 各種ボランティア団体や個人、NPO 法人、生活支援サービス事業実施団体、企業などへボランティア活動に関する助言を行い、ボランティアを育成します。
- 善意銀行を運営します。(物品などの預託を行い必要団体等への払出を行います。)

- 各種福祉啓発教材を無料で貸し出します。
- 収集ボランティアを支援します。(古切手、テレホンカード、書き損じ葉書など)町内個人や企業等からの収集品を取りまとめ、障がい者支援団体「お誕生日ありがとう運動本部」などに送付します。
- 福祉教育を推進します。(依頼のあった学校等で福祉教育の出前講座を実施します)
- ボランティア連絡協議会設立に向け検討します。
- 災害時ボランティアセンター設置訓練を継続して行います。(職員・町民向け)
- 災害時ボランティアの育成に努めます。(災害時ボランティアセンターマニュアルの作成等)

### 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

#### (1) 地域福祉啓発の推進

- 町民の福祉意識の啓発と、地域への感謝の意を込めて福祉のイベントを開催します。  
(毎年 10 月第 3 日曜日に開催) ……………【第 26 回福祉まつり】**共募**
- 地域福祉活動にご協力いただいている民生委員児童委員に対して、感謝の意を込め記念品を贈呈します。(一斉改選(3年に1回):令和 10 年 12 月 1 日) ……………【民協退任記念品】**寄付**
- 懇談会を実施して地域に潜在する福祉課題を発見し、地域住民相互の支え合う心を育て、地域支え合い活動を啓発・推進します。……………【地域福祉推進懇談会】**共募**
- 地域福祉事業に関する説明会を実施し、地域支えあい活動の啓発・推進を行います……………【地域福祉事業説明会】**共募**
- 地域福祉推進の啓発チラシを作成し、地域住民へ情報発信します。……………【募金協力者一覧】**共募**
- 福祉団体へ助成します。……………【5 団体】**寄付**

民生児童委員協議会	老人クラブ連合会	更生保護女性会
身体障がい者福祉会	ひとり親家庭福祉協議会	

#### (2) 調査広報活動

- 福祉ニーズ調査により福祉ニーズを把握します。  
……………【ひとり親等世帯、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦等の各世帯、高齢化率、その他】  
……………【行政区別 世帯数、男女別人口、年齢別人口、要介護認定者数、その他】
- 福祉情報を発信し町民の福祉意識の啓発を図ります。  
社協広報「ふれあいネットワーク通信」発行 ……【年 4 回(5月・8月・11 月・2月)、区長会へ配布依頼】  
カラー印刷で、広報おおづに折り込む形で全世帯へ配布します。……………【広報紙作成事業】**共募**  
ホームページ運営 …………… アドレス【<http://o-shakyo.info/>】  
社協ブログ(日記)運営 …………… アドレス【<http://blog.goo.ne.jp/o-shakyo>】  
エックス(ミニ日記)運営……………アドレス【<https://twitter.com/oozushakyo>】  
フェイスブック(情報掲示板)運営 ……………アドレス【**大津町社会福祉協議会**】  
ライン(簡易情報掲示板)運営 …………… アドレス【**大津町社会福祉協議会**:@566zwroh】  
インスタグラム(写真日記)運営 ……………アドレス【**ozushakyo**】
- SNS(ソーシャル ネットワーク サービス)のルール化を図ります。……………【SNS マニュアルの作成】

### 4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

#### (1) 各種募金活動の実践

- 日本国内外への福祉の推進に貢献するために、共同募金や日赤活動資金の募集に協力します。

## (2) 在宅福祉サービスの充実

- 地域福祉権利擁護事業を強化し在宅生活者を支援します。……………【町補助金等】
- 認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が低下した方に対して、熊本県地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)【日常的金銭管理サービス事業、福祉サービス利用援助事業】を実施します。……………【平成 21 年度から県社協より全面委託を受託済み】
- 在宅介護者等が福祉用具を活用できるよう支援します。……………【介護用品の無料貸出】
- 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待を防止します。
- 在宅介護者に対して介護に関する学習会やリフレッシュプログラム等を実施します。また、在宅介護者が集う場について検討します。……………【在宅介護者の集い】寄付

## (3) 受託事業の推進(介護予防・生活支援事業、地域支援事業)

### 《受託事業 共通事項》

- 第 9 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(R6 年度～R8 年度:3 年)の推進に寄与します。
- 認知症施策推進総合戦略の推進に寄与します。
- 地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業を受託し、高齢者が要介護状態になることを予防して、地域での役割を持って在宅生活を元気で健康に長期間続けられるように支援します。

### (ア) 高齢者ホームサポート事業の実施……………【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を強化し、事業対象者等に対して、自宅に高齢者ホームサポーターを派遣し、在宅生活での家事支援等を行います。

### (イ) 食の自立支援事業(自立生活支援型)の実施……………【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を強化し、ひとり暮らし高齢者等に対して食生活の支援を行うため給食(昼食)を配達し、ボランティアなどの協力により安否確認等を行います。
- 配達日は、祝日祭日、土曜日を含めた週 6 日(日曜日以外)実施します。(最高 3 日/週)
- 令和 8 年 9 月末での受託終了に向け対応を進めます。

### (ウ) 介護予防はつつ元気づくり事業の実施……………【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を強化し、事業該当者等に対して、認知症・介護予防、社会的孤立の予防等を目的として通所サービスを提供します(利用拡大)。
- 地域包括支援センターと連携を強化し、介護予防の効果を検証する為に評価プログラム(運動機能、口腔ケア、栄養指導)に重点を置いて事業を行います。
- 単独での実施場所を確保し、介護予防プログラムを提供します。

### (エ) 介護予防型ミニデイふれあい事業の実施……………【町受託事業】

- 当該事業を介護予防の地域拠点として位置付け、実施地区の拡大を図ります。
- 地域包括支援センターと連携を強化し、介護予防の効果を検証するために評価プログラム(運動器機能向上等)に重点を置いて事業を行います。
- 指導員を派遣し、地域の高齢者に対して、認知症・介護予防と生きがいづくりを目的として地域の公民館や集会所等を利用しミニデイふれあい事業を提供します。また認知症や要介護等の早期発見や相談支援を行います。
- 介護予防型ミニデイふれあい事業地区交流会を実施します。(活動の支援)……………共募
- 指導員の研修を重ね、資質の向上やスキルアップを行い、質の高いサービスを提供します。

**(オ)心配ごと相談所の設置・運営**……………【町受託事業】

- 気軽に来所できる場所に無料相談窓口を週 1 回開設し、高齢者等の様々な相談に応じ、地域の福祉ニーズの早期発見と解決に努めます。

**(カ)老人福祉センター管理運営**……………【町受託事業】

- 老人福祉センターの指定管理業務を行い、高齢者福祉活動や地域福祉推進活動の拠点として活用します。(令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間指定)

**(キ)地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)**……………【県社協受託事業】

- 認知症、知的障がい、精神障がい等により日常生活に支障がある者に対し、生活支援員等が福祉サービス利用に関する相談に応じ、助言を行います。また、福祉サービス利用に必要な手続きや費用の支払いに関する支援、その他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行います。
- 日常的金銭管理サービスを行い、地域福祉権利擁護事業利用者を支援します。
- 成年後見制度との連携を強化します。

**(ク)生活困窮者等自立相談支援事業**……………【県社協受託事業】

- 主任相談支援員や相談支援員が生活する上で困窮傾向にある方に対して包括的に相談に応じ、課題分析と計画的支援のためのプランを作成し助言を行います。また、就労支援や家計での収支確認の支援等、適切な地域生活のための一連の援助を一体的に行います。
- セーフティーネットの一助として、生活保護関係機関等と連携を強化します。
- 家計相談、就労支援、引きこもり支援、子どもへの学習支援を行う関係機関との連携を強化し、家族まるごとの支援を行います。
- 支援調整会議を行い関係機関との連携を強化します。

## (4)介護保険事業の実施

### 《介護保険事業 共通事項》

- 要介護状態や要支援状態になっても、できる限り地域の中で自立して暮らせるよう支援します。
- 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間の情報共有と関係機関との連携強化を図ります。
- 高齢者虐待を防止し、法令を遵守します。
- 収支バランスのとれた事業運営に努めます。
- 町内の介護保険関係事業所等との連携を強化します。(介護保険事業所等連絡会等の開催検討)

### (ア)居宅介護支援事業

- 介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、適正な介護相談、ケアプランを提供するとともに、モニタリングを強化して適切なサービスの利用促進と円滑な運営に努めます。
- 地域包括支援センターへ出向している主任介護支援専門員と情報共有を図り、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 地域包括支援センターと連携し、IADL(手段的日常生活動作)重視のアセスメントやモニタリングの強化を行い、高齢者が要支援状態等となった場合も、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、関係機関と連携し生活全般にわたる自立支援を行います。

### (イ)訪問介護事業

- 高齢者が要介護状態等となった場合も、可能な限り自宅にてその有する能力に応じ自立した生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行います。
- 個別援助計画作成を徹底し、手順書等を整備し均一なサービス提供に努めます。

- 特定事業所加算の取得を継続し、質の担保を図ります。

#### (ウ)通所介護事業

- 高齢者が要介護状態等となった場合も、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。利用者に対しては、個別援助計画作成を徹底し、均一なサービス提供に努めます。

(定員 35 名 通常規模型通所介護 提供時間 6 時間以上 7 時間未満)

- 利用者ニーズに今まで以上に応えるため職員の資質の向上に努め、本会らしいサービスを展開します。
- 単独での実施場所を確保し、事業の効率的な提供を行います。

### (5)介護予防・日常生活支援総合事業の実施

#### 《介護予防・日常生活支援総合事業 共通事項》

- 高齢者虐待を防止し、法令を遵守します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業への対応を強化します。

#### (ア)第一号訪問介護事業(旧介護予防訪問介護事業)

- 地域包括支援センターと連携し、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる自立支援を行います。

#### (イ)通所事業(旧介護予防通所介護事業)

- 地域包括支援センターと連携し、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。

### (6)介護職員処遇改善の実施

- 介護職員等の処遇改善を図ることを目的として月額手当を支給します。

### (7)障害者居宅介護事業の実施

#### 《障害者居宅介護事業 共通事項》

- 居宅介護事業、同行援護事業(障害者総合支援法)と移動支援事業(町地域生活支援事業)を行い、障がいをお持ちの方が地域の中で自立した生活ができるよう支援します。

#### (ア)指定障がい福祉サービス事業(居宅介護、同行援護、移動支援等)

- 在宅の障がい(児)者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい(児)者など)の潜在的ニーズに対応するため、その有する能力に応じて社会参加し自立した日常生活ができるよう、ホームヘルパーを派遣します。

- 居宅における入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたり援助します。……………【居宅介護】

- 視覚障害により移動に著しい困難を有する方等の外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

……………【同行援護】

- 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方の居宅における入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助と外出時の移動中の介護を総合的に行います。……………【重度訪問介護】
- 市町村事業の移動支援事業を実施します。……………【移動支援】
- 特定事業所加算の取得を継続し、質の担保を図ります。
- 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間の情報共有と関係機関との連携強化を図ります。
- 障がい者虐待を防止し、法令を遵守します。
- 収支バランスのとれた事業運営に努めます。
- 障がい者基本計画(R6年度～R11年度:6年)の推進に寄与します。
- 第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画(R6年度～R8年度:3年)の推進に寄与します。
- 障害者相談支援センター及び町内の障害者施設・障がい福祉サービス事業所等との連携を強化します。(障がい者サービス事業所連絡会等の開催検討)

(イ) 福祉・介護人材の処遇改善事業

- 介護職員等の処遇改善を図ることを目的として月額手当を支給します。

(8) 事務局体制の整備・強化

(ア) 第4期地域福祉活動計画の推進「誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町」

(イ) 第3期大津町社会福祉協議会中期経営計画(旧発展・強化計画)(R8年度～R12年度:5年)の推進。

- 法人全体の事業継続計画(BCP:Business Continuity Planning)を定期的に見直します。

(ウ) 組織の再編成

- 多角的事業経営を効率的に進めるために、組織や事業を再編成します。
- 会費・寄付金の増強を図り、地域福祉推進のための自主財源を確保します。

(エ) 職員の配置

- 町受託事業(介護予防事業等)の効果的な運用を行うために、事業全般や利用者のコーディネートをする柱となる専従担当職員の配置を検討します。
- 人口増加に応じた適切な業務を行うための人員配置となるよう、町や関係機関との協議を進めます。

(オ) 情報伝達機能及び連携機能の強化

- 情報発信手段の一つとして、ホームページのリニューアルを検討します。
- 事業実態に沿った情報通信技術(ICT)導入に向け検討し、内部連携する仕組みの充実を図ります。

(カ) 職員の育成・資質向上

- 職員の資質の向上と均一化を図るため、職員研修や各部門の交流を行います。
  - 職員会議の開催 1回/月【正規職員定例会議】  
各部署で把握したニーズや事業に関する提言等を協議し、社会資源開発や社協運営に繋がります。
  - 衛生委員会の開催 1回/月【衛生委員】 1回/2ヵ月【産業医職場巡視】  
各部署で把握した衛生環境改善に関する提言等を協議し、労働衛生環境の向上に繋がります。

➤ 担当部門会議の開催 1回/月

ホームヘルパーミーティング	地域福祉権利擁護事業ミーティング
デイサービスミーティング	食の自立支援事業担当ミーティング
ミニデイふれあい事業ミーティング	総務係ミーティング
地域福祉係ミーティング	生活困窮関係担当者ミーティング
厨房ミーティング(年数回)	居宅(ケアマネ)ミーティング
その他関係機関との連携ミーティング	ケアマネ倶楽部

各担当部門で把握したニーズや事業に関する提言等を協議し、サービスの向上を図ります。

➤ 職員研修会の開催

講師を招き、職員全体研修会の開催	4回/年
介護職員向け事業所内研修の開催	12回/年
防災訓練の実施	2回/年
職員の資質向上のための研修	2回/年

(キ)人材確保・人材定着

- 魅力ある職場づくりの一環として、福利厚生制度(ふれあう共済)に加入します。
- 定期健康診断において、年齢に応じて健診項目を追加します。(大腸がん検査・付加健診)

(9)社会資源の確保と関係機関等との連携強化

- 災害時相互応援協定先との関係を維持します。  
 菊池ブロック社会福祉協議会(菊池市・菊陽町・合志市)……………【H26年締結】  
 滋賀県大津市社会福祉協議会……………【H29年締結】  
 青年会議所(菊池・東熊本)……………【R6年締結】
- 市町村福祉関係計画策定へ参画し、計画推進に積極的に協力します。  
 ……………【高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画】
- 市町村福祉関係以外の計画推進に積極的に協力します。  
 ……………【振興総合計画、行動計画】
- 町イベント関係実行委員会へ職員を派遣します。……………【つつじ祭り、からいもフェスティバルなど】
- 地域イベントなどへ職員を派遣します。……………【小地域福祉活動の地域行事、その他】
- 福祉関係会議などへ職員を派遣します。……………【各種地域ケア会議、協議体兼地域福祉推進会議】
- 福祉関係団体定例会などへ職員を派遣します。  
 ……………【民生児童委員協議会、老人クラブ連合会関係、市町村社協連合会等】
- 生涯学習関係へ職員を派遣します。……………【スポーツ推進審議会委員、大津町青少年育成町民会議】
- 男女共同参画推進審議会へ職員を派遣します。
- 介護認定審査会へ職員を派遣します。
- 菊池圏域地域自立支援協議会及びに関係部会へ職員を派遣します。
- 菊池地域精神保健医療福祉連絡会及び菊池地域自殺対策連絡会へ職員を派遣します。
- 学校運営協議会へ職員を派遣します。……………【大津高校、大津支援学校】
- 法外援助を行います。……………【行旅病人支援】
- 関係機関や関係事業者の連絡協議会の組織化を図ります。  
 ……………【介護保険事業所、障がい者支援事業所、見守り関係事業所等】
- その他、本会が協力する事業へ職員を派遣します。

## お わ り に 参考資料

### (社会福祉協議会の根拠法)

#### 社会福祉法 第1章「総則」

##### (地域福祉の推進)

第4条 **地域福祉の推進**は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、**地域福祉の推進**に努めなければならない。

3 地域住民等は、**地域福祉の推進**に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他のサービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「**地域生活課題**」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「**支援関係機関**」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### 社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」

##### (包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、**地域福祉の推進**のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることのできる**拠点の整備**、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な**環境の整備に関する施策**

二 地域住民等が自ら他の地域住民等が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる**体制の整備に関する施策**

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う**体制の整備に関する施策**

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

##### (重層的支援体制整備事業)

第106条4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
- ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業六前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」第1節「地域福祉計画」

(市町村**地域福祉計画**)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要であると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」第2節「社会福祉協議会」

(市町村**社会福祉協議会**及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村**社会福祉協議会**は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

改正社会福祉法: 令和3年4月1日施行

## 市町村社協経営指針3つのポイント

市町村社協の使命は、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの推進です。

- 1、あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築(包括的な支援体制づくり)
- 2、社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編
- 3、市町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進

(令和2年7月第2次改訂)全国社会福祉協議会と地域福祉推進委員会が作成

## 社会福祉協議会職員行動原則—私たちがめざす職員像—

### 【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

### 【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

### 【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

### 【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

### 【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

### 【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や業務に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

## 社協・生活支援活動強化方針

～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性～

### 【あらゆる生活課題への対応】

1. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、生活課題解決や予防に向けての取り組みを行います。

### 【相談・支援体制の強化】

2. 総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

### 【アウトリーチ(地域へ出向く)の徹底】

3. 制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見する。

### 【地域のつながりの再構築】

4. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

### 【行政とのパートナーシップ】

5. 行政と協働で行うことが必要である、地域における、総合的な相談・生活支援体制の構築や権利擁護支援体制整備などを働きかける。

人が大好き！ 社協が大好き！ 大津町が大好き！

**社会福祉法人 大津町社会福祉協議会**  
**令和8年度 月別事業計画書**

月	法人運営(総務)関係	地域福祉等関係	小地域福祉活動関係	協力事業関係
4	新任職員への対応 各種契約 決算準備、事業報告 補助金、委託金報告 補助金申請 第1回補助金、委託金等請求	ひとり親(母子父子等)家庭調査(3)  <u>関係団体連携</u> 介護保険事業所等 障がい者サービス事業所等 NPO 関係等	<u>避難行動個別支援計画関係</u>	つつじ祭り(26) 囀託員会議
5	ふれあいネットワーク通信発行(1)①/4	一人暮らし高齢者調査(8) 二人暮らし高齢者調査(8)	<u>地域福祉事業説明会</u>	各種団体総会 民協 PR 強化月間 県身障体育大会
6	監査(前年度決算)6/初旬 理事会(事業報告、決算)6/中 評議員会(事業報告、決算)6/末 資産変更登記 役員改選及び登記 指定管理選定委員会(老人福祉センター)	地区別高齢化率統計 地区別世帯数統計 地区別人口統計		県親と子の集い
7	法人現況報告及び監査報告書	福祉まつり運営委員会(第1回)	地域福祉推進委員研修会 I	社明運動等
8	老人福祉センター委託料請求 ふれあいネットワーク通信発行(3)②/4	福祉まつり実行委員会(第2回) 一人だけの金婚式募集		各地区夏祭り
9			<u>地域福祉推進懇談会 (小学校区別)</u>	民協先進地研修
10	社協会費募集(10/1~12/25)	福祉まつり実行委員会(最終) 福祉まつり準備(17) <b>第26回福祉まつり(18)</b> 第3日曜 一人だけの金婚式(18)		支援学校 ふれあいセンター 町防災訓練(25)第4日曜
11	第2回補助金、委託金等請求 ふれあいネットワーク通信発行(2)③/4	一人暮らし高齢者調査(6) 1日ふれあい交流会		からいもフェスティバル(8)
12	県指導監査 人事評価	在宅介護者のつどい 支え合いフードパントリー		
1	非常勤職員面接			民児協・行政懇談会(8)
2	指定管理事業次年度計画書提出(28) ふれあいネットワーク通信発行(1)④/4			
3	役員会(次年度計画、予算等) 補助金変更申請等、36協定届	事業報告準備	地域福祉計画等推進委員会 事業報告準備	
毎月	<u>総務</u> 登記関係 役員関係 研修会関係 賛助会員受付 介護保険事務、訪問系サービス事務 委託事業事務 職員給与、福利厚生 職員雇用関係 退職手当積立基金管理 一般会計事務 寄付金事務、各種募金事務 福祉金庫事務 老人福祉センター管理 福祉団体援助 法外援助(行旅人対応等) 社協広報紙「ふれあいネットワーク通信」の発行(4回/年)	<u>地域福祉</u> 地域福祉推進事業 地区座談会への参加 地域福祉説明会への派遣 実践地区・推進地区との調整 心配ごと相談(1回/週) 心配ごと相談:隣保館(1回/月) 心配ごとと研究協議会(1回/月) 生活福祉資金、福祉金庫 各種相談、援助業務 他機関との連絡調整 各種会議への参加 地域福祉権利擁護事業 (日常的金銭管理サービス) 日常生活自立支援事業 生活困窮者等自立相談支援事業 実習生関係、視察関係 各種団体定例会	<u>在宅福祉</u> 委託事業の需給調整 障害者移動支援関係 高齢者ホームサポート事業 介護予防はつらつ元気づくり事業 介護予防型ミニデイふれあい事業 食の自立支援事業 センター管理 (指定管理者等) 居宅介護支援(要支援等含) 通所介護(要支援等含む) 訪問介護(要支援等含む) 障害居宅介護、同行援護等 福祉用具の無料貸出	<u>年間</u> 広報原稿締切日 広報おおづ (1日発行)前月1日迄

**社会福祉法人 大津町社会福祉協議会**  
**令和8年度 月別事業計画書**

月	ボランティアセンター関係	共同募金関係	日赤関係	職員研修関係
4	決算準備 協力校申請 協力校報告	予算・決算 配分金交付請求 地域配分金内訳表	予算・決算 担当者会議 社協広報5月号掲載準備	介護職員向け研修
5		計画書の提出 配分申請	会員運動強化月間 担当者研修会 <b>日赤会費募集説明会</b> (区長会へ依頼) <b>社協広報5月号掲載(1)</b>	全体研修
6	町内担当者会議 (学校)	資料調査	会費受付 日赤講習会 (幼児安全法・救急法)	介護職員向け研修
7	ボランティア体験月間(7月~8月) 児童生徒夏休み(7/18~8/23) 各施設夏祭り 社会福祉施設等体験事業説明会 社会福祉施設体験事業	県共募担当者会議 交付金領収書	計画書・精算書	介護職員向け研修 避難訓練
8	ボランティア体験月間(7月~8月) 社会福祉施設体験事業	説明会準備		全体研修
9	福祉まつりボランティア募集	役員名簿 <b>募金運動説明会</b> 法人募金 DM 準備(法人・職域)		介護職員向け研修
10	福祉まつりボランティア(17~18) 町総合防災訓練(25) 児童生徒秋休み	赤い羽根運動開始(10/1~12/31) 各種別募金準備 社協広報11月号掲載準備 街頭募金(福祉まつり会場)		介護職員向け研修
11	県ボランティア月間(1~30) 各種講座 ボランティア交流会	社協広報11月号掲載(2) 街頭募金(からいもフェスティバル会場) <b>法人募金訪問(7)</b>		全体研修
12	ボランティア活動推進セミナー	街頭募金(イオン会場) 大口寄付者名簿		介護職員向け研修
1		総括計算書	会費報告	介護職員向け研修 避難訓練
2	ボランティア保険更新 協力校報告依頼	広報紙面による報告		全体研修
3	事業報告準備	事業報告準備	事業報告準備	介護職員向け研修
毎月	<b>ボランティア</b> ボランティアセンターの運営 ボランティア登録 ボランティア幹旋 ボランティア需給調整 ボランティア保険事務 個人団体ボランティア支援 ボランティア相談業務 推進協力校支援 福祉教育支援(出前講座等) 町内担当者支援 善意銀行の運営 ボランティアサービスの調整 関係機関や団体との連携 災害時のボランティア活動支援	<b>共同募金</b> 10月~12月 募金受付	<b>日赤</b> 5月~6月 会費受付	<b>職員研修内容</b> 個人情報保護法 障がい(精神・知的・身体・発達)とは? 感染症対策、救急法 社協とは? リスクマネージメント 記録の方法とは? 災害時の対応とは? 避難訓練、ニーズとは? 地域福祉について 交通安全、認知症 障がい者虐待防止法 ゲートキーパー 予防と介護と支援 利用者処遇とは? アサーション 総合防災訓練

社会福祉法人大津町社会福祉協議会 組織体系図

地 域 住 民 ( 大 津 町 民 )																			
第4期地域福祉活動計画並びに地域福祉計画 行政と協働 「誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町」																			
監査(監事)									第三者委員会(第三者委員)										
理事会(理事)									評議員会(評議員)										
				事務局 長					評議員選任・解任委員会										
				事務局 次長(R2年度から不在)															
第3期大津町社会福祉協議会発展・強化計画 ～地域とともに歩み、地域とともに育つ社協～																			
総務係			地域福祉係					在宅福祉係											
係 長			係 長					係 長											
								管理者(局長兼務)		管理者(局長兼務)									
								デイサービスセンター		ヘルパーステーション									
主任 (R5年度から係長兼務)			主任					主任		主任・副主任									
法人運営事業			地域福祉推進事業					居宅		通所介護事業所		訪問介護事業所							
法人運営事業	職員福利厚生・庶務・会計・出納・その他	指定管理事業(老人福祉センター運営)	日赤・共募・団体事務など	地域包括支援センターへの協力	地域福祉推進事業(地域力強化推進事業含む)	地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業・日常生活自立支援事業)	法人後見事業	生活支援体制整備事業	ボランティアセンター運営	生活困窮者等自立相談支援事業	福祉金庫貸付事業	居宅介護支援事業(介護予防事業含む)	通所介護事業(介護予防事業含む)	介護予防はつらつ元気づくり事業	介護予防型ミニデイふれあい事業	食の自立支援事業 ※令和8年9月受託終了	高齢者ホームサポート事業	訪問介護事業(介護予防事業含む)	障がい者居宅介護事業 (居宅介護・同行援護・重度訪問介護・移動支援)
補助	補助	受託	協力	出向	受託	受託	補助	受託	受託	自主	介保	介保	受託	受託	受託	受託	介保	障害	
主事	主事	事務補助	事務補助	社会福祉士	地域福祉活動コーディネーター	地域福祉権利擁護事業生活支援員	地域福祉活動コーディネーター	生活支援コーディネーター	地域福祉活動コーディネーター ボランティアコーディネーター	主任相談支援員・相談支援員	地域福祉活動コーディネーター	介護支援専門員	看護師・生活相談員・介護職員	看護師・生活相談員・介護職員	ミニデイ指導員	調理師・調理員	訪問介護員	訪問介護員	訪問介護員

※出向: 地域包括支援センター(社会福祉士)